

「インドネシア：商品へのインドネシア語の商品ラベル表示義務」

～103品目に義務付け。2010年12月21日実施～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府は、2009年12月21日付で、国内で販売される商品に、インドネシア語の商品ラベル表示を義務付ける商業相令を発布しました。1年後の2010年12月21日から施行されます。

1. 概要

インドネシア政府は、2009年12月21日付で、国内で販売される商品の一部に、インドネシア語の商品ラベル表示を義務付ける商業相令「62/M-DAG/PER/12/2009」を発布した。1年後の2010年12月21日から施行される。

2. 対象品目と表示方法

商品ラベル表示の対象となるのは103品目。内訳は、家電製品・通信機器・情報機器46品目、建築資材9品目、自動車部品24品目、その他24品目となっている。原通達には、ラベル表示について、どの品目につき何を記載するかが示されている。

3. 商品ラベルの認証取得方法

インドネシア国内で販売される商品の製造者もしくは輸入者は、商業省商業総局(Dirjen PDN)宛に商品ラベルのサンプルを提出する。商業総局は提出された商品ラベルサンプルが規定を満たしていれば商品ラベル認証(Surat keterangan pencantuman label dalam Bahasa Indonesia)を5営業日以内に発効する。申請は以下の方法で可能：

- a. Eメール : dir-pengawasan-pdn@depdag.go.id
- b. ファックス : 021-3858189
- c. 郵送 : Direktorat Pengawasan Barang Beredar dan Jasa, Direktorat Jenderal Perdagangan Dalam Negeri, Departmen Perdagangan R. I. Jalan M. I. Ridwan Rais Nomor 5 Blok II Lantai 3, Jakarta Pusat 10110

尚、自動車製造業者が原材料・中間財として使用するために本規定のリストの商品を輸入する場合には、事業者は商業総局に事前申請することで商品ラベル表示の免除を受けるとされている。

4. その他の規制動向

インドネシア政府は輸入品を含む国内流通商品に対する監視を強化しており、すでに規定されているインドネシア国家規格(Standar Nasional Indonesia, SNI)、食品医療監督庁(BPOM)の輸入食品の登録番号表示や、イスラム指導者会議による食品のハラル(イスラム教徒が摂取可能な食品)表示等の遵守状況の調査を徹底する。また、複数の省庁が追加の商品ラベル規定を検討中との情報

も報道されている。

《関連サイト》インドネシア商業省ホームページ

<http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=search&tahun=&jenis=&kriteria=&materi=&submit=tampilkan&page=0>

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部C I Bグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

《ご参考》

【商品ラベル表示義務の対象品目】(その1)

家電製品・通信機器・情報機器46品目		
No.	HSコード	品目名
1	8519.81.10.00等	音声の記録用又は再生用の機器(CD、VCD、DVD用)
2	8518.50.00.00	アンプ
3	8518.40.10.00等	ホーム・シアター用アンプ
4	8523.40.99.90	光学媒体(記録済みのもの)
5	8523.40.11.00	光学媒体(記録用のもの)
6	8516.10.10.00	ウォーター・ディスペンサー
7	8443.32.40.10等	ファックス機器
8	8418.10.10.10	家庭用冷蔵庫
9	8470.10.00.00	計算機
10	8525.80.20.11	カメラ
11	8414.51.10等	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン
12	8418.10.10.10	冷蔵庫
13	8450.11.10.00	洗濯機
14	8415.10.00.00	エアコン
15	8518.10.19.00	マイクロホン
16	8528.51.10	コンピュータのモニター
17	9207.10.00.00	電子オルガン、電子キーボード
18	8509.40.00.00	ブレンダー
19	8419.11.10.00等	温水器
20	8516.60.10.00	炊飯器
21	8516.72.00.00	トースター
22	8509.40.00.00	ミキサー
23	8443.32.10.10等	プリンター
24	8443.39.40.10等	コピー機
25	8443.31.10.10等	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち2以上の機能を有する機械
26	8509.40.00.00	ジューサー
27	8518.21.00.00	スピーカー
28	8451.21.00.00	乾燥機
29	8516.31.00.00	ヘア・ドライヤー
30	8508.11.00.00等	掃除機
31	8528.72.10.00等	テレビ
32	9201.10.00.00等	電子ピアノ
33	8413.70.22	ウォーター・ポンプ
34	8527.12.00.00	ミニ・コンポ、ラジオ・カセットレコーダー
35	8527.21.00.00	ラジオ・カセットレコーダー
36	8528.71.10.00	テレビ(Set Top Box)
37	8516.40.90.00	電気アイロン
38	8517.11.00.00等	電話機
39	8517.12.00.00	携帯電話機
40	8414.60.10.00等	気体ポンプ、フード
41	8516.60.90.00	家庭用オーブン
42	8516.50.00.00	マイクロ波オーブン
43	8516.72.00.00	オーブン・トースター
44	8471.30.10.00等	ノート・ブック型パソコン
45	8528.61.10.00等	プロジェクター
46	7321.11.00.00	ガス・ストーブ、ガス・コンロ

(出所)インドネシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

【商品ラベル表示義務の対象品目】(その2)

建築資材9品目		
No.	HSコード	品目名
1	7210.30.10.00等	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品
2	7214.91.10.10等	鉄又は非合金鋼のその他の棒
3	3208-3210	ペイント及びワニス
4	7003.12.20.00等	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス
5	6910.10.00.00等	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ピデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品
6	2524.90.00.10	石綿
7	2523.21.00.00等	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント
8	3814.00.00.00	有機の配合溶剤及び配合シンナー(他の項に該当するものを除く。)並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤
9	6908.10.00.00等	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類す

自動車部品24品目		
No.	HSコード	品目名
1	4011.10.00.00等	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)
2	8507.10.90.00等	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)
3	8483.20.10.00等	軸受箱及び滑り軸受
4	8708.30.20.00等	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品
5	8511.10.10.00等	点火プラグ
6	3819.00.00.00	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液(石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の70%未満のものに限る。)
7	7009.10.00.00	バックミラー
8	8708.99.93.00	部分品及び附属品(End Tie Rod)
9	8421.23.21.00等	フィルター
10	7007.21.10.00	ウインド・シールド
11	8409.91.41.00等	キャブレター
12	8511.30.20.00等	ディストリビューター及びイグニッションコイル
13	8708.93.30.00等	クラッチ及びその部分品
14	7318.16.10.00等	ナット
15	8708.70.93.00等	車輪並びにその部分品及び附属品
16	7320.10.10.00	板ばね及びそのばね板
17	8512.30.10.00等	音響信号機器
18	8708.80.13.00等	懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)
19	8409.91.45.00	ピストン
20	8708.91.13.00	ラジエーター
21	7315.11.12.00	ローラーチェーン
22	4010.31.00.00	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング
23	8708.21.10.00	シートベルト
24	8512.20.10.00	照明用又は可視信号用の機器

(出所)インドネシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

【商品ラベル表示義務の対象品目】(その3)

その他24品目		
No.	HSコード	品目名
1	6401.10.00.00等	防水性の履物
2	4203.10.00.00等	衣類及び衣類附属品
3	9003.11.00.00等	眼鏡のフレーム
4	3401.19.90.00	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品
5	3808.50.12.00等	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの)
6	9101.11.00.00等	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計
7	8544.11.00.10等	電気絶縁をした線、ケーブル
8	6115.10.00.00等	靴下類
9	4802.10.00.00等	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙
10	3604.90.90.00等	信号せん光筒
11	3605.00.00.00等	マッチ
12	9030.31.00.00等	マルチメーター
13	8539.31.90.90等	熱陰極蛍光放電管
14	8535.10.00.00等	ヒューズ、自動遮断機
15	8535.10.00.00等	ヒューズ、自動遮断機
16	8538.10.11.00等	電気制御用又は配電用の盤用部品
17	9503.00.49.00等	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(
18	6103.10.00.00等	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ等
19	6104.13.00.00等	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及び
20	6114.20.00.00等	その他の衣類
21	3924.10.00.00等	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品・化粧品
22	3924.10.00.00等	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品・化粧品
23	3105.10.00.00等	肥料成分
24	3215.11.10.00等	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ

(出所)インドネシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。